

概要

- 現行の第7次東京都保健医療計画の期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間
 - 現行の東京都医師確保計画の期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間
- ⇒ 令和5年度において、第8次東京都保健医療計画及び次期東京都医師確保計画の策定を行う。
(医師確保計画は医療計画の一部であることから、医療計画の策定手続きに沿って改定を行うものとする。)

検討スケジュール

(第8次東京都保健医療計画策定スケジュール(全体))

<令和5年度>

- ・～7月頃 各疾病・事業ごとの協議会・・・各疾病・事業ごとの計画内容の検討
- ・8月頃～12月 東京都保健医療計画改定部会・・・各疾病・事業ごとの計画内容・骨子・素案の検討
- ・1月 パブリックコメント、関係団体及び区市町村への意見照会
- ・3月 医療審議会(諮問・答申)

※ 医師確保計画等医師に関する事項についても、上記スケジュールに沿って医師部会を複数回開催し検討を行う予定。